



令和6年(2024年)10月3日

つくば市議会議長 五 頭 泰 誠 様

最終処分場に関する調査特別委員長 小 久 保 貴 史
(公 印 省 略)

最終処分場に関する調査特別委員会の中間報告について

本委員会は、つくば市議会会議規則第45条第2項の規定に基づき、令和6年第1回つくば市議会定例会9月定例会議における中間報告を申し出ます。

最終処分場に関する調査特別委員会中間報告

つくば市は、最終処分場を有していないことから現状として市外の民間処分場で埋立て又は再資源化を行っている。令和3年5月に当時委託していた民間処分場より残余年数が5年と報告を受けていたが、急に年度内で埋め立てが出来なくなると連絡を受けて、早急に受入れが可能な最終処分場の確保を余儀なくされた。現在は、4県4箇所 of 民間事業者へ最終処分残渣の搬入と2事業者へ再資源化のための搬入を行っている。

今回、市民から不安の声や、安定した適正処分を望む声により、つくば市最終処分場の調査研究を目的として令和5年3月24日に議員8名からなる最終処分場に関する調査特別委員会を全会一致で設置した。

特別委員会設置以降、延べ7回にわたって最終処分場に関する委員会を開催し、これまでの経過や現状把握等について、執行部から説明を受け、協議を重ねた。

令和5年10月30日から31日にかけて、宇都宮市のエコパーク下横倉、水戸市の一般廃棄物第3最終処分場において、施設の必要性や安全性、建設候補地選定の経緯や整備概要について先進地視察を行った。

令和6年6月25日には、執行部から令和5年度に行った「5つくば市最終処分方法検討支援業務委託」事業について、最終処分方法の調査・比較結果報告を受け、令和6年7月30日に調査内容や比較結果に関する確認と質疑及び意見交換を行った。

委員会として、今後の方向性について結論づける結果には至らなかったが、長期的な視点に立って最終処分の在り方を引き続き検討することが必要との意見や自区内処理の原則を尊重する意見も出された。

今後も安定的な現行処理方法を尊重しつつも、長期的に最終処分場の必要性や在り方について、検討していく必要がある。

以上、最終処分場に関する調査特別委員会の中間報告とする。